

ひょうご 水百景

No.105 加古川・津万井堰（西脇市黒田庄町津万井）

～洪水に強い亀甲型井堰築造に命をかけた笹倉忠左衛門～



写真-1 津万井堰（平成29年5月撮影）

■ 津万郷七ヶ村に灌漑用水を供給する津万井堰

写真-1は、一級河川・加古川に架かる一般県道559号門柳大門（もんりゅうだいもん）線・畑瀬（はたせ）大橋と、その下流に築かれた津万（つま）井堰を撮影したものです。畑瀬大橋の向こうに見えるのは、令和元年度末部分供用に向けて工事中の国道175号・西脇北バイパスです。

灌漑を目的とする津万井堰は、津万郷七ヶ村（津万・嶋・大垣内・西嶋・寺内・坂本・大野）の田畑約100町歩（≒100ha）を潤していました。七ヶ村は四人の領主により分割支配されていて、寺内村、坂本村は武蔵国・忍藩^{※1}の領地、津万村、嶋村、大垣内（おおがち）村は一橋家^{※2}の所領、西嶋村、大野村は尼崎藩の領地、また西林寺（さいりんじ）は三草（みくさ）藩丹羽長門守（にわながとのかみ）の所領といった状況でしたが、灌漑用水は津万郷七ヶ村で組合組織をつくって共同利用していました。

加古川は、水量が豊かで水利的には恵まれていましたが、洪水によって井堰が破壊されることが古来より度々あって農民の大きな悩みの種でした。江戸時代初期にはあったとされる津万井堰ですが、当時の井堰は、石を積み上げて土芝やむしろを当てて漏水を防ぐ構造、あるいは木杭枠の中に多量の石を詰め込んだ構造のものだったため、大きな洪水が起きると井堰は流失し取水不能になってしまいます。そうすると米作に影響が生じ、井堰の復旧にもかなりの費用がかかります。

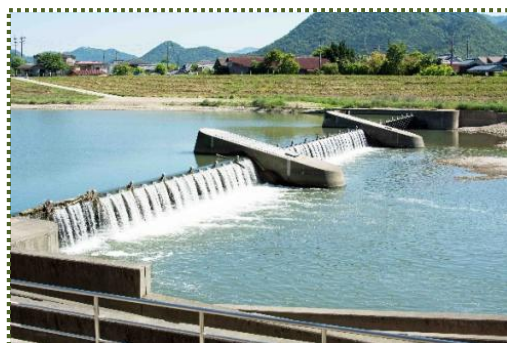


写真-2 津万井堰

このような農民の窮状を度々見つめてきた寺内村の庄屋・笹倉忠左衛門は、文政3（1820）年の大洪水で決壊した井堰の復旧に際し、洪水に強い亀甲型の石積堰により復旧することを決意し、文政5（1822）年に難工事を乗り越え見事完成させました。

※1 忍藩(おしはん)：武蔵国埼玉郡に存在した藩の一つ。藩庁は忍城（現在の埼玉県行田市本丸）に置かれた。

※2 一橋家(ひとつばしけ)：御三家(尾張、紀州、水戸)に次いで高い家柄で、田安、清水兩家とともに「御三卿」と呼ばれた。江戸幕府8代将軍吉宗の四男・宗尹(むねただ)を家祖とし、徳川將軍家に後嗣がないときは後嗣を出す資格を有した。

■ 津万井堰の創始は江戸時代初期か

津万井堰がいつ頃築造されたか定かではありませんが、この井堰が初見される元禄2(1689)年の古文書によると、「代官万年伝兵衛のとき井堰修築工事あり。各領主より費用の御下付(ごかふ)あり」とあるそうです。このことから、江戸時代初期の頃には津万井堰は築かれていたと思われます。

この古文書には当時の井堰の構造等の記載がないのでどんな構造だったのか不明ですが、洪水の度に流失し、その都度復旧するといった苦勞が繰り返されていたと思われます。大破した場合は「御普請※3」といって領主が費用を負担しますが、小破の場合は「自普請(じふしん)」、つまり村方の手で復旧することになります。

※3 御普請：幕領における河川・用水等の管理は元來代官の任務で、貞享4(1687)年の勘定組頭・代官への布達に、灌漑用水普請は高100石に人足50人まで百姓自普請で行うこと、この人数を超えときには人足扶持を支給すること、堤川除普請は人数の多少にかかわらず扶持米を支給すること、また金銀入用はいずれの普請についても支給すること、竹木・カヤ・わら縄等は支配所内にあればこれを与え、ない所は代金を支給すること等と規定され、橋普請は街道筋の場合、長短に限らず幕府が出費し、在郷の場合は原則として所役とすることとされた。(『世界大百科事典 第2版』から)

■ 江戸中期の津万井堰は松丸太を組んで中に石を詰めた井堰だった

津万郷水利組合に保存されている天明3年(1783)に行われた大改修工事の記録(天明3年井堰御普請仕様書)には、以下のようなことが記されています。

享保21年(1736)の大改修工事は御普請により代官所の手で行われたが、その後の小破では自普請により復旧してきた。ところが、天明3年は夏、秋と続けた大洪水により堰体の大部分が破損・流失したため、自普請では復旧困難につき御普請により復旧されるよう代官所に訴願した。その結果、各領主より米69石1斗8升2合3タ(≒10.4トン)および銀1貫493匁1分2厘(当時の米価に換算すると約25石≒3.75トン)の補助を受けて工事を行っている。

横堰の規模は、堤長133m、高さ1.5m、天端幅約5.4m、構造は木杭枠を藤かずら(藤のつる)で縛り、その枠内に多量の石を詰め込んで堰体を形成するものです。木杭枠には下記のような材料が使用されています。

- ・ 枠柱：末口6寸(≒18cm)、長さ6尺(≒1.8m)の松丸太を296本
- ・ 長貫：末口4寸(≒12cm)、長さ1丈3尺5寸(≒4.1m)の松丸太を292本
- ・ 横貫：末口4寸、長さ7尺5寸(≒2.3m)の松丸太440本
- ・ 立成木(たてなるき)：末口3寸(≒9cm)、長さ6尺の松丸太4,112本
- ・ 敷成木(しきなるき)：末口3寸、長さ7尺5寸の松丸太1,752本

これだけの松丸太を縦横に組み合わせ、それを1,466把の藤かずらで縛りつけ、その中へ石を詰め込み、幅3間(≒5.5m)、高さ5尺(≒1.5m)の井堰に仕上げますが、そのほか基礎に大石を敷き固めるなど種々付帯工事があり、延べ5,500人余の人足を要しています。こうして頑丈に仕上げた井堰も、年を経て藤かずらが朽ちて弱くなると、大洪水の時に切れて洪水とともに井堰が流失することになります。

■ 文政3年の洪水で井堰が流失、これを機に亀甲型井堰を築造することに

文政3(1820)年は、3月19日、5月10日、5月23日と立て続けに大洪水があり、津万井堰は大破流失してしまいます。5月末は水田に最も水が必要な時期です。加古川には滔々(とうとう)と豊かな水が流れていますが、井堰が流失しているため灌漑用水を取水することはできません。井堰の修復は渇水期を待たなければ手出しができません、津万郷七ヶ村の農民は長嘆息(ちょうたんそく)するばかりで、各村の庄屋の心痛も一入(ひとしお)のものがあります。

特に、寺内村庄屋・笹倉忠左衛門は、何とかしなければ、との思いで対応策を練り、各地の井堰(この時、約18km上流にあった見田井堰も見たのでは)を視察するとともに、優れた石工を訪ねて相談し、寝食を忘れて研究した末に一つの成案を得ます。

大洪水にも耐えられる恒久的な井堰とするには、従来型の構造を改め堰の表面を亀甲型に石を組み合わせて、幅 3 間(≒5.4m)、高さは 5 寸低くして 4 尺 5 寸(≒1.35m)とし、その上に 1 尺 5 寸(≒45cm) 程度の土俵を重ねて井堰を仕上げるのが最善と考えました。これなら大洪水で堰上部の土俵が流失しても亀甲型の基礎部は残るので、洪水後速やかに復旧が可能です。

忠左衛門は、この案の実現を固く決意しますが、工事には多額の費用が必要で、農民の自力では到底できる普請ではなく、領主に嘆願しても経費を下付される見通しは全く立ちません。熟慮の末、津万郷七ヶ村の将来のために私財は言うに及ばず自身の一命を投げ打ってでもこの工事を遂行する覚悟を決め、忍藩の公務を取り扱っている大坂鈴木町※4 に赴き、代官・岸本武太夫に切々と嘆願、同年 9 月手代※5・榎本甚右衛門が現地検分に来ると心底を吐露して哀願しました。彼の身命を惜しまない赤心(せきしん)は、岸本や榎本の心を動かします。

※4 大坂鈴木町：大坂城の南側に位置し、江戸時代には大坂代官所が置かれていた。現在の行政地名は、大阪市中央区法円坂町。

※5 手代：江戸時代中期以降に、郡代・代官などの下役として農政を担当した下級役人で、地方役人(じかたやくにん)のひとつ。地方とは、江戸時代、町方に対して農村のことを指したもので、転じて農村における民政一般をいい、それを担当した役人を「地方役人」と言った。



写真-3 笹倉忠左衛門
(『西脇あれこれ』から引用)

■ 忠左衛門、代官・手代と組んで公文書偽造、補助金不正受給の大芝居！！

代官は、忠左衛門の赤心に応えてやりたいと思うものの、高額な工事費は代官の取り計らいで何とかなるものではなく、嘆願書を取り次ぎ上申するだけでは早速の決定は困難です。そこで、代官は「忠左衛門よ、汝江戸へまかり出て忍藩主に嘆願して御墨付をいただいてくるのが最も早道であるぞよ。」と示唆します。

忠左衛門は、妻子に離縁状を渡して藩主へ嘆願のため江戸へ出向します。領主への諸願出は下役人、代官所を通じて差し出すのが順序で、直接藩主に願い出るとは非礼とされ、最悪の場合刑罰を受ける恐れもあります。忠左衛門は、そのことを覚悟して妻子に累が及ばないようにするために離縁したと思われます。

幸いにも、忠左衛門の覚悟の深さが通じたのか、この井堰普請に米 3 石※6 斗、銀 90 匁(≒338g)を下付するという文書をいただいて無事帰村することができました。しかし、この程度の下付金では、他の領主から同比率で反別に応じて下付金をもらっても到底高額な井堰工事費が賄えるものではありません。そこで死を覚悟の上で大芝居を打つことに。

忍藩主から井堰普請下付を許されたとの通達文書が岸本代官から村へ渡されましたが、米と銀の額は付紙に記して貼り付けてありました。これは実に奇怪なことですが、岸本代官と忠左衛門の間で、暗に意思の疎通が図られていたのでしょう。忠左衛門は、大胆にその付紙を取り替え、米 3 石 6 斗を約 3 倍の 10 石 9 斗 5 升余に、銀 90 匁を約 6 倍の 549 匁余に水増し、これを一橋家、尼崎藩、三草藩に示し、各藩反別に応じ普請費の下付を受けることができました。一橋家の大坂・川口陣屋から岸本代官に、その文書を見せるように申し入れがありましたが、代官は「村方へ通達の通り相違無之」と答え忠左衛門を擁護しました(忍藩主は歴代幕府の要職を務めていたことから、他の藩がこのような申し入れは通常しないと思われますが、さすが一橋家は徳川御三家に次ぐ御三卿の一つ)。



図-1 津万井堰と主な水路

忠左衛門の身命をかけての尽力と、岸本代官、榎本手代の支援によって、津万井堰は文政 4（1821）年 6 月工事着工の許可が下り、翌 5（1822）年 8 月に本堰堤が完成、文政 6（1823）年 2 月には井溝工事などすべての工事が完成し井堰普請惣勘定帳^{※7}を代官所に提出しています。これにより津万郷の農民は干害の憂いを免れることとなりました。

井堰普請惣勘定帳の末尾に真実の事情を明らかにした手記が残っているそうです。これは、忠左衛門を助けて普請に当たった世話方の一人が書き記したものだそうです。

※6 石（こく）：日本では、1 食に米 1 合、1 日 3 合がおおむね成人 1 人の消費量とされていて、1 石は成人 1 人が 1 年間に消費する量にほぼ等しいと見なされている。

※7 井堰普請惣勘定帳：井堰建設工事に係る収入と支出の全体について金銭計算した帳簿

■ 笹倉忠左衛門らの遺徳を偲び供養塔を建立

忠左衛門は、嘉永 4（1851）年 71 歳にて永眠、11 年後に津万郷七ヶ村の農民が氏の供養塔を西脇市坂本にある西林寺の参道脇に建立しました。供養塔の背後にある説明板には下記のことが記載されています。

津万井堰の恩人 笹倉忠左衛門

昔から津万郷七ヶ村灌漑用水の解決は永年の課題であった。当初は丹波川（加古川）の津万井で岩と大石に太い胴木を渡し杵柱を立てかけ藤蔓で縛り石と土囊で川を堰き止めることが最大の仕組みであった。

元禄・享保・天明と相続く洪水による大決壊の井堰修復工事に郷民達は困窮し、更に文政に至り三度井堰大決壊に直面、天領を預かる代表庄屋笹倉忠左衛門は、何としても丹波川の奔流を治めんと念願、各地を見聞の末、亀甲式の石組井堰に改築する事を決意した。

それは「長さ八十二間（百五十米）、幅三間（五・五米）、高さ五尺（一・五米）、その石量千八百坪・延人員六千余人の大工事である。

是が完成に要する莫大な費用や資材の調達について忠左衛門は必死の覚悟で時の代官所一ツ橋藩、忍藩、尼崎藩の助成を求め文政五年の秋この大事業を完成した。

当時藩領を異にする郷民の一致団結に心を砕いた忠左衛門並に各村代表者達の津万郷発展の礎石を築いた遺徳を偲び且つその霊を慰める為、此の供養塔は建立されたのである。

約百七十年を経た平成の今日、用水は津万盆地百六十町歩を潤し今後とも末永く大恩恵を与えてくれるであらう。

柏谷山 西林寺

その後、文字が磨滅したため、大正 13（1924）年に氣功碑を再建しています。碑の表面には、笹倉忠左衛門を中央にして両横に 7 名の名が下記の通り刻まれています。

寺内・笹倉忠左衛門、大野・高瀬権右エ門、
西嶋・藤井彦兵衛、嶋・徳岡嘉治兵衛、
津万・長井利兵衛、嶋・徳岡吉造、
大垣内・稲垣久兵衛、門前行事・藤田利兵衛

また、裏面には下記のように記されています。

「此の塔は文久二年戊午定性法印代に津萬井堰基礎工事完成者 寺内笹倉忠左衛門氏外七名の英霊を慰め 併せて其功跡を後世に伝えんが為めに建立せられたるも 已に文字磨滅して何の碑たる事を知るべからざるに至る 依て更に法號及芳名を刻し以て後世に傳ふ者也 大正十三年九月建之」

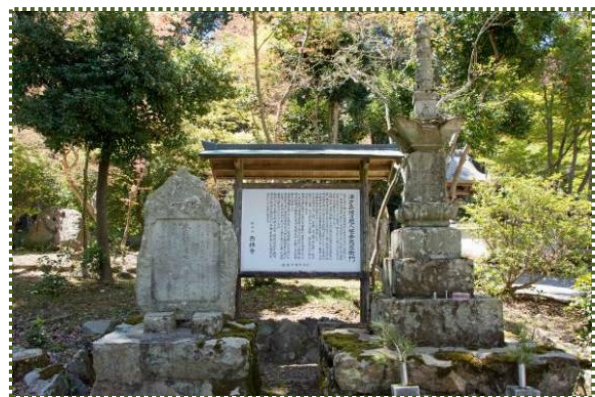


写真-4 笹倉忠左衛門供養塔（右）と氣功碑（左）：西林寺

笹倉忠左衛門らの尽力によって完成した亀甲型の津万井堰は、天保 11（1840）年と明治 5（1872）年に一部破損しましたが、昭和初期まで大きな被害もなくその機能を発揮してきました。しかし、100 年以上が経過した昭和初期になると、漏水箇所も多くなり用水期ごとに土俵による嵩上げも多額の経費と労務を要していたことから、昭和初期から始められた加古川上流部の改修工事に伴い、川幅を東寄りに拡幅し中州も取り除かれることとなりました。

このような状況から、井堰の改修を要望する声が起こり、昭和 15（1940）年 3 月水利組合委員協議会において井堰改修が議決されました。

ところが、間もなく始まった太平洋戦争によって井堰改修工事は中断となり、戦後紆余曲折はあったものの、昭和 26 (1951) 年から 2 ヶ年継続の団体営事業として採択され、昭和 27 (1952) 年 1 月末に着工、同年 11 月末に完成しました。

昭和 28 (1953) 年 10 月、津万郷の有志により大津神社境内に「津万井堰改修記念碑」(写真-6) が建立されていますが、碑文には「往古ヨリ津万井堰ハアリシモ元禄二年ニ於テ亀甲型巨石積堰堤ヲ設定」とあり、亀甲型井堰の完成年が残念ながら間違っています。

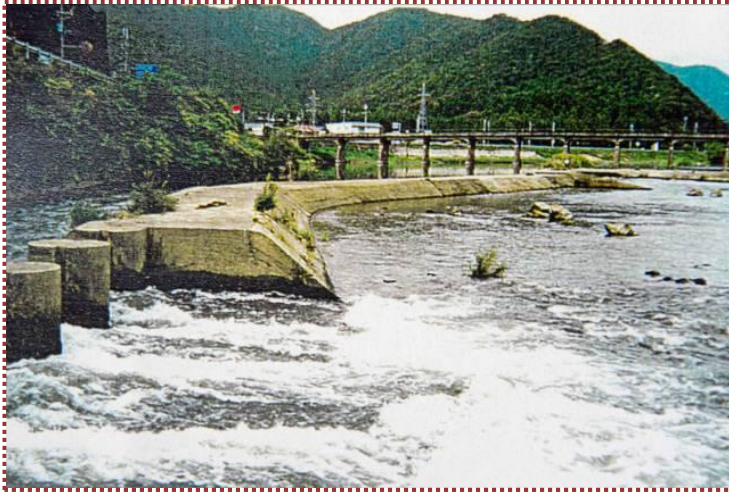


写真-5 旧津万井堰（加東土木事務所・多可事業所提供）



写真-6 津万井堰改修記念碑

■ モノローグ

固定堰である津万井堰は、洪水の流下に支障をきたすことから、加古川広域基幹河川改修事業の付帯工事として、平成 10 (1998) 年頃(多分)に 3 径間の鋼製可動堰に改築されています。旧堰撤去時には、おそらくコンクリートを砕くと中から亀甲型の石積みが見えましたが、その石はどうなったのでしょうか。一部の石が何らかのモニユメントとしてどこかに残されているといいのですが……（大津神社の改修記念碑の横に大きな石があるのですが違うのかな）。

【参考資料】

- 1 『西脇あれこれ』 梅溪昇・脇坂俊夫編集 西脇市発行 昭和 55 年 3 月
- 2 『兵庫の土地改良史』 兵庫県 平成 2 年 3 月
- 3 『忍藩、一橋徳川家、手代、石(単位)、アジサイ』 フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』
- 4 『御普請』 世界大百科事典 第 2 版 平凡社
- 5 『地方』 デジタル大辞泉 小学館

アジサイ（紫陽花）

アジサイ科アジサイ属の落葉低木。写真-7 は、西林寺本堂脇に咲いていた「手まり咲き」のアジサイ。有毒植物であるため、園芸や切り花として利用する際には取り扱いに注意が必要。間違っても食べたりしないように。花（萼）の色はアントシアニンという色素によるもの。



写真-7 西林寺本堂脇に咲いていたアジサイ

※発行：令和 2 (2020) 年 2 月 『ひょうご水百景』 No.105
改訂：令和 8 (2026) 年 6 月 『ひょうご水百景』 No.105